

# ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター

第26号 2013年3月

## HEADLINE

本号では当財団が独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人太平洋人材交流センター（PREX）と共催、法務省法務総合研究所国際協力部が後援した平成24年12月14日（金）に大阪大学中之島センターで開催されたセミナー「中央アジアにおけるビジネスの可能性～開発動向と法律事情～」を取り上げました。

中央アジア5か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）は、旧ソ連から独立して今年で20年が経過し、政治・経済面でも安定してきており、各国共に天然資源が豊富で、潜在性の高い投資先として世界から注目されています。本セミナーは、日本ではまだ馴染みの少ない中央アジア地域に精通した2人の講演者に、同地域でのビジネスの可能性について、開発と法律の側面から語っていただきました。

### （目次）

- |    |                     |                                    |       |
|----|---------------------|------------------------------------|-------|
| 1、 | 開会挨拶                | JICA関西業務第一課長 大野ゆかり……………            | 2ページ  |
| 2、 | 講演1「新しいシルクロード」      | 福山市立大学都市経営学部教授 米田 博……………           | 4ページ  |
| 3、 | 講演2「中央アジア法制の基礎知識」   | 弁護士 松嶋希会……………                      | 13ページ |
| 4、 | JICA研修員からの自己紹介…………… |                                    | 22ページ |
| 5、 | 質疑応答 & 討論……………      |                                    | 24ページ |
| 6、 | 閉会挨拶                | 公益財団法人太平洋人材交流センター国際協力部長 尾上 暉隆…………… | 26ページ |

### （添付資料）

[米田教授 講演資料 新しいシルクロード –日本人の見た中央アジア–](#)

[松嶋弁護士 講演資料 中央アジア法制の基礎知識](#)

### （講演者の紹介）

**米田 博氏：**上智大学大学院修士課程修了（国際関係論専攻）、企業の国際法務部門を経て国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構の前身）入団、その後一貫して社会開発分野の援助プロジェクトに従事。JICA 中部国際センター所長を経て、国際協力専門家としてウズベキスタン日本センター所長を務めた。現在、福山市立大学都市経営学部教授。

**松嶋 希会氏：**日本国弁護士（2001年）。JICA 研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」講師。2006-2007年にかけてウズベキスタンでJICA 倒産法注釈書プロジェクトの長期専門家を勤めた経歴があり、2010年からはPricewaterhouseCoopers Russia B.V. のモスクワ事務所日本企業部門で勤務。ロシア・中央アジアなどのCIS諸国における日系ビジネスを支援している。

(司会) 定刻になりましたので、「中央アジアにおけるビジネスの可能性～開発動向と法律事情～」を開始します。チラシにも掲載しましたとおり、本日はJICA研修「中央アジア地域ビジネス実務研修」および「中央アジア地域法制比較研究セミナー」のために、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンより来日中の研修員21人も参加しておりますため、プログラムの一部については日露通訳を挟みながら本セミナーを進行します。その点、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、JICA研修員の皆さまには、プログラムの後半に自国紹介をお願いしております。

初めに、当機構を代表して、JICA関西業務第一課長、大野よりごあいさつ申し上げます。

## 開会挨拶

大野 ゆかり 氏 (JICA関西 業務第一課長)

ただ今紹介いただきましたJICA関西業務第1課長の大野ゆかりと申します。本日は、「中央アジアにおけるビジネスの可能性」と題したセミナーに多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。JICAを代表してのごあいさつを兼ねまして、本セミナーに開催に至った経緯をご説明させていただきたいと思っております。

中央アジアは日本にとってなじみの薄い地域であり、日本企業の方々の関心も必ずしも高くはない地域かと思えます。また、企業制度や実態について未知の部分が多いことも、足が遠のく一因かと思えます。

かつては経済の崩壊や紛争などのイメージがあったこの地域も、1991年の旧ソ連崩壊に前後して各国が独立し、市場経済化を進めて、今年で約20年を迎えました。もともとこの地域はアジアと欧州を結ぶシルクロードの要衝として、古くから人や物の移動が盛んでしたが、石油、天然ガス、希少金属などの天然資源にも恵まれ、可能性にあふれた地域として、現在、国際社会の注目を集めています。一方で、市場経済体制へと緩やかに移行を進めてきたものの、旧ソ連時代の中央集権的かつ統制経済的手法がそのまま温存されていたり、民間企業の活動に必要な法律が適切に運用されてこなかった事例もあり、民間セクターの発展の阻害要因となってきたことも事実です。

JICAは、日本政府が2004年に立ち上げた中央アジア+日本の対話と協力枠組みの下、各国の経済改革を促すべく、政府開発援助(ODA)を用いて、企業活動に関わる法律整備や日本センター設立・運営などに代表されるビジネス振興支援や輸送インフラやエネルギーなど経済成長を支えるインフラ基盤整備などを、同地域で重点的に支援しています。

日本センターとは、日本の顔の見える援助、日本との人脈形成の拠点として、相手国政府と共同で運営しているセンターで、中央アジア地域ではウズベキスタンとカザフスタン、キルギス共和国にあり、市場経済化を担うビジネス人材育成や相互理解促進事業などを行っています。日本センターについては、本日お配りした資料の中に詳しい資料がありますので、ご関心のある方はそちらを参照してください。

また、JICAは開発途上国の現場での支援に加えて、年間を通じて2000人にのぼる研修員を受け入れ、

日本の強みを生かしたさまざまな研修を日本国内各地域の関係機関の協力を得て実施しております。ちょうど現在、JICA関西では、中央アジア地域を対象とした研修を2コース実施しており、本日もその研修員が参加しておりますので、少しご紹介させていただきます。

一つは「中央アジア地域法制比較研究セミナー」です。法務省法務総合研究所国際協力部および財団法人国際民商事法センターのご協力を得て、約2週間実施しております。このコースには中央アジア各国の行政省庁の法律担当官や裁判官などが参加されています。各国並びに日本の企業に関する法制度や法実務における相違点や課題を、条文や実際の裁判事例などを用いて比較研究し、相互に学び合うという研修で、市場経済化の際の外国企業の円滑な進出、およびそれに対する国内企業の円滑な対応のための制度構築を目指しています。本コースは毎年、比較検討の対象となるテーマを変えながら、2008年から毎年実施しており、その議論の結果を冊子にまとめており、一般の方へも公開しております。中央アジア地域、特にウズベキスタン、カザフスタン、キルギス共和国、タジキスタンの4カ国の法制度についての冊子となります。今お見せしているのが、その報告書です。非常に専門的な法律の、比較法の報告書ですが、必要な方は後ほどご連絡をいただきたいと思います。

さらにもう一つの研修コースは「中央アジア地域ビジネス実務研修」というコースで、こちらは公益財団法人太平洋人材交流センターの協力を得て実施しております。このコースは、日本センターでビジネススキル習得のコースを受講した企業の方々の中から、特に成績が優秀な生徒の方々を対象に、日本での実際の企業経営の視察や講義を通して、さらに高度な経営スキルを身に付けることを目的としており、参加者は将来の市場経済化に向けた即戦力として活躍することが期待されています。

これら二つの研修コースは、いずれも中央アジアで進行している市場経済化のための体制強化を念頭に置いた人材育成を行うことを目的としており、この二つのコースが同時期に来日する機会を利用し、本日、中央アジア地域のビジネス事情に関する公開セミナーを開催するに至りました。

これまでJICAでは、途上国に対する人材育成の効果の追求に専念してきたきらいもあり、国内への裨益については手薄な面もありましたが、途上国の持続的な成長のためにはODAだけでやれることには限界があるとの認識の下、途上国、民間企業、ODAがWin-Winの関係になることを目指し、発展途上国への海外進出を考えておられる民間企業への支援も幾つか行っております。具体的には、今年10月から海外投融資事業を再開したことに加えて、これまでにない新たな取り組みとして、現地進出を計画中の中小企業の事業計画策定を支援したり、途上国の貧困層を対象としたBOPビジネス可能性のための調査を支援するなどの事業も新たに始まっております。JICAがご提供できる支援メニューのうち、内容については、お配りした資料の中にパンフレットが入っておりますので、ご覧になっていただければと思います。

最後になりましたが、JICAでは海外に数多くの拠点を有し、ODA事業を通して得た情報や経験を、企業の方をはじめとする国内関係者と共有していくことが使命だと考えております。本日お越しいただいた講演者の米田さん、松嶋さんは、現地に長く滞在され、米田さんはウズベキスタン日本センターの所長を務められ、松嶋さんも同じくウズベキスタンでJICAが行った、倒産法注釈書プロジェクトの日本人専門家としてご活躍いただいたとともに、「中央アジア地域法制比較研究セミナー」にもご協力いただいております。

本日は、中央アジア地域に精通したこの2人の講演者に同地域でのビジネスの可能性について、開発と法律の側面からお話しいただくことを通じて、少しでも中央アジア地域に関する理解が深まれば幸いです。また、講演終了後には各国の研修員の方々と直接お話ししていただく場を設けておりますので、現地事情に関する生の情報を入手したり、ネットワークを広げることで、ビジネスチャンスにつなげることに貢献できればと考えております。

本日のプログラムが皆さまにとって有意義な場となることを願い、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

(司会) これより中央アジアに精通されたお二方にご講演いただきます。初めにご講演いただきますのは福山市立大学都市経営学部教授、米田博様です。米田教授はウズベキスタン日本人材開発センター所長として、ウズベキスタンで勤務の経験があります。本日は「新しいシルクロード」と題しまして、ご講演をいただきます。それでは米田教授、よろしく申し上げます。

## 講演1「新しいシルクロード」

講師 米田 博 氏 (福山市立大学都市経営学部 教授)

今、ご紹介いただきました米田博です。日本では中央アジアに関心ある方が多いとは言えないのですが、このようにたくさんの方が見えているということで、私も少し驚いております。中には、これまで私の随分お世話になった方がお見えになり、また、私がかつて勤めておりました日本センターと一緒に仕事をした人も研修員として参加されていて、ありがたく思っています。

今日は「新しいシルクロード」ということでお話し申し上げます。そんなに新しいことを言うつもりはないのですが、ただ、物事の見方を変えれば、本当に新しいということが分かっていただけではないか、そのことがお分かりいただければ私の話の目的は達成できるのかな、と思っております。

お手元に資料として、パワーポイントといくつかの新聞記事のコピーをお届けしています。これらは最近の主要紙に出たもので、私の話が決して古い話ではないことを申し上げたいためです。また、これからお話しするのはあくまでも日本人の私が見た中央アジアで、私個人の意見ですが、これに至るまでにはいろいろな報道記事や著作をも参照しております。

大野課長の話にありましたが、日本人にとって中央アジアという所は、本当に新しい地域だと思えます。私の学生のころは中央アジアという地域はありませんでした。そのあたりもまたお話をしたいと思えます。

それから、今日はJICAの研修生に来ていただいているので、外国人が見た中央アジアを感じていただければいいなと思っております。

本日のポイントは、「胎動する21世紀の中央アジア」です。先ほどの新聞記事にもありましたが、やはりこの地域は動いております。特に新しいシルクロードについて簡単に申し上げますと、天然ガスや石油のパイプラインがどんどん建設されています。道路網も次々に整備されています。もう一つ、鉄道網の整備も進んでいます。ですから、中央アジアは変わりつつあるということが、大きなテーマだと思っております。

## 1. 中央アジアの国々

私は、もともと JICA（現在の独立行政法人国際協力機構）で長く働いた人間です。その間、何回か海外勤務を経験しました。一つは1980年代に3年間シンガポール事務所に勤務し、次いで1990年代に3年間アジア開発銀行出向でフィリピンのマニラに行っていました。そして、2000年代にも3年半ですが JICA アメリカ事務所長としてワシントンDCで勤務しました。そして、今回のウズベキスタンが最後の海外勤務地として、2009年から2010年にかけて2年間タシケントに滞在しました。

なぜ私がわざわざ私の海外勤務について申し上げるかということ、ウズベキスタンなどの中央アジアは、旧ソ連の一部だったからです。西側の考えの人間がかつての東側の地域に行きますと、新しい発見ばかりだったのです。それぐらい、地域が違っていると私は感じています。

ここにユーラシアの地図があります。実は日本人には、ウズベキスタンやトルクメニスタン、あるいはキルギスやタジキスタン、カザフスタンの5カ国がどこにあるのかを全く理解されていない、いや、それに近いと私は認識しています。中央アジア全体の人口は5000万といわれております。

ここで特徴的なのは、カザフスタンという国は、国土がとても大きく、世界で11番目だったでしょうか。ただ、人口は1500万くらいですから国土の割には多くはありません。

それに対してウズベキスタンは人口が大体2800万と言われていますが、3000万くらいはいると思われ、中央アジアの人口大国です。

それから、トルクメニスタンは石油やガスの産出国で有名です。人口は500万人くらいです。キルギスは、山ばかりの小さな国ですが、これも大体500万の人口です。タジキスタンは人口700万で、これもかなり山ばかりの国です。よく見ていただきますとわかりますが、アフガニスタンとの国境はとても長く、1300キロにも及ぶのだそうです。その隣の国アフガニスタンでは大変な戦争が続いているということを、頭に置いていただければと思います。

それから、トルクメニスタンの向こうにはイランがあります。イランはここ数年、かなり注目されています。今、イランで最も問題なのは、核開発の問題です。国際的な非難を浴びても核開発を進めるという国がイランで、それが隣にあります。それから、北方を見ますとロシアが位置しています。全部で9つの時間帯があるくらい、世界で一番大きい国土をもつ国です。それから、東に中国があります。中国の影響を、やはりキルギスやタジキスタンは受けざるを得ないのかなとも思います。それから、カザフスタンも中国と接しています。

中央アジアの国々の国土面積は、世界の陸地の3%で全くの内陸にあり、ウズベキスタンについて言えば二つの国を越えなければ、海に出られません。また、多くの国の首都は北緯40度付近で、日本で言いますと秋田や青森の辺りになります。カザフスタンのアスタナは緯度がもう少し高く、北緯50度付近といわれており、相当寒いのだらうと思います。

私がたまたまウズベキスタンのタシケントにおりましたので、どちらかといえばタシケントの雰囲気伝えることになるのかと思います。ただし、私は別にタシケントだけを見ているわけではありませんので、本日のタイトルにありますように、できるだけ「新しいシルクロード」ということで中央アジア全体に関わる話をし

たいと思います。

ついでに言いますと、ウズベキスタンは世界遺産の多い所です。サマルカンドには古くからの大きなレジスタン広場（イスラム宗教学校）がありますし、ブハラという所には大きな中世の城、アルク城が残っています。それから、西のヒバという所には中世の城壁都市がそのまま残っています。ですから、あまり多くはないのですが、年間6000人くらいの日本人が、ウズベキスタンを旅行します。知る人ぞ知るといふ観光地ではないかと思えます。

## 2. ロシア／ソ連との関わり

冷戦時代には米ソが対立していましたが、実は中ソの間でも仲が良くなかったようで、中ソの国境はほとんど閉鎖されたままでした。研修員の皆さん、間違っていたら言ってください。冷戦が終わると、にわかに行き来が始まるという歴史があります。ですから、そういう意味で、今までは全く閉ざされていた国境が、冷戦が終結するとともに、中央アジア諸国と中国との関係が少しずつ深まっていくのです。今、ウズベキスタンを行きますと、多くの中国製品 Made in China があります。ロシア製 Made in Russia もありますが、やはり中国製品が多いと私は感じています。

この地域はユーラシア大陸に属します。今、たまたま中央アジアに焦点を合わせていますが、地図を見ていただきますと、これ全体はユーラシアなのです。ちなみに、厳密に言いますと、ユーラシア大陸に島国日本は入っていないそうです。それで、昔からこの中央アジアはロシアの影響を大きく受けてきました。日本の明治維新、1868年ごろに、帝政ロシアがこの地域に南下してきたのです。ですから、文明開化が起こったとすれば、それはロシアの影響だったともいえます。日本が開国したのとほぼ同じ時期に、ロシアがやって来たこととなります。

簡単に整理しますと、1864年に帝政ロシアがコーカンド・ハン国に遠征し、翌年にタシケントを占領しています。1968年にブハラ・アミール国を保護国にします。1873年にはヒバ・ハン国を保護国とし、1976年にはコーカンド・ハン国をロシア領としています。そして、1885年にトルクメンがロシアの支配下に入ります。アメリカのウエッソンなどは、ロシアが南下するときには、別にドンパチというか、戦争をして、もちろん少しはあったと思いますが、そこを武力で取っていったというのではなくて、事実上占領するという形で、この地域に南下してきたと言っています。

1920年代は、社会革命が進行して、ソビエト化が進められます。それからソ連の時代を経て、1991年に独立しますが、なんと約130年もの間、ロシアと関わってきたこととなります。ですから、この地域に行きますと、基本的には役所に行っても大体ロシア語です。しかし、最近ではウズベキスタンについて言えば、かなりウズベク語が使われるようになってきています。

いかにロシアが影響を与えているかについてみますと、中央アジア全体の総人口は大体5000万といわれていますが、1989年、冷戦が終わった時点で、うちロシア人の人口は約1000万も占めていました。実に5人に1人がロシア人だったのです。また、ウズベキスタンには1980年時点で93の都市があったのですが、そのうち81都市はソ連時代に建設されたものです。このように、ロシアの影響が大きく、文明も相当

入ってきています。

### 3. 突然現れた国と地域

先ほど130年を経て独立したと言いましたが、冷戦の終結後、あまり時間を置かずに中央アジア5カ国が独立を宣言しましたので、突然現れたというのがわれわれのイメージです。違うイメージを持った方もいらっしゃるかもしれませんが、私は少なくともそう思います。

1989年11月9日、冷戦の象徴であったベルリンの壁が崩壊します。ベルリンの壁が崩壊しますと、実は世界ではいろいろなことが起こりました。その一つに東西ドイツが統合があります。近隣国で言えば、北朝鮮と南朝鮮が一緒になるようなことを、もう翌年にやってしまうのです。そういうことが1990年に起きています。10月ですから、ベルリンの壁が崩壊してから1年もたたないうちに、実は東西ドイツが統一されたのです。

その1年後、ここの研修生の方は皆さん知っていると思いますが、1991年8月19日～21日、ソ連が崩壊していくのは、まずいのではないかということで、保守革命が起こるのです。当時のゴルバチョフが幽閉というか、3日間軟禁されてしまいました。しかし、崩壊の流れを止めることはできなかったと言われてい

ます。ソ連時代に戻ろうとする革命が失敗に終わると、同じ1991年8月31日に、ウズベキスタンとキルギスが独立します。今、独立記念日といえば9月1日になっていますが、実際には8月31日です。それはソ連の保守クーデターの失敗を受けて、独立したことになっています。ただ、私は、中央アジアがなぜ独立をしたのか、まだそこまで突き詰めて理解していません。ソ連が崩壊したから中央アジアの各国が独立したというのは、あまりにも簡単すぎるように思います。もし何か決定的な理由があれば、教えていただければと思います。同じくタジキスタンが9月9日に独立します。10月27日にトルクメニスタンが独立します。それから、12月16日にカザフスタンが独立します。それで、もう元に戻ることがない。いよいよ12月25日になりますとゴルバチョフが全国に向けて、ソ連が終わったことを告げるのです。

### 4. 在外公館の建設ラッシュ

中央アジア各国が独立すると国際社会はどう反応したのでしょうか。これは、国際社会が中央アジアをどう見ているのかという意味で私は取り上げているのですが、在外公館の建設ラッシュに象徴的に表れていると思われ

ます。冷戦終結直後、1991年12月にロシアが崩壊しますが、その前に中央アジア諸国が独立しています。国際社会はそれを放っておきませんでした。1992年にフランスがトルクメニスタンと外交関係を樹立し、1994年に大使館を建設しているのです。これはインターネットで調べたものです。ただ、そのほかの中央アジアの5カ国についても調べてお伝えしようと思ったのですが、今や古い歴史の中に埋もれていますので、なかなか確認できません。

それで、ウズベキスタンについてデータを取ってみると、1992年にアメリカとドイツがいち早く大使館

を設置して、翌年の1993年にはフランスと日本が大使館を設置しています。その限りでは日本はかなり早い段階でアクションをとっているという気がします。方やロシアはどうかというと、私はロシアの大使館の設置について調べてみたのですが、なんといつか分からないのです。もともとソ連の国の一部でしたから、知らない間にできていたということかもしれませんが、いずれにしても、大使館に聞いても分からなかったのです。

日本の大使館の設置は、その後、カザフスタンには1993年、タジキスタンには2002年、トルクメニスタンには2005年ということで、日本が関係を深めていくことになります。それなりに日本の外交もいち早く動向を察知して行ったのではないかと思います。

今度はほかの援助機関の建設ラッシュがまた起こってくるわけですが、これもウズベキスタンの例を見えます。

1992年にドイツのGTZが事務所を置きます。とても早いですね。それから世銀の事務所も同じ年に来ています。アメリカの援助機関USAIDは1993年になります。韓国は日本よりも早くて1996年に入っています。韓国は中央アジアとはそれなりの関係があつて、たとえばウズベキスタンには朝鮮系の人が20万人くらいの方が暮らしています。やはりスターリンに連れてこられて、そこに定着した人たちの末裔ということになります。1998年にはアジア開発銀行の事務所ができています。日本のJICAは1999年に事務所を設置しました。

そのほかにも、どんどん国際社会が中央アジアにやっけてまいます。面白いのは、西側の文化センターの建設ラッシュです。これは私の仕事に関わっているので少し申し上げたいと思います。

ウズベキスタンのタシケントにインド文化センターが1993年にできました。1996年にフランス、イギリスとできています。イギリスの場合はBritish Councilですが、フランスの場合はフランス文化センターです。最初のうちは、フランス政府は、アリアンス・フランセーズに任せていたようです。1998年にはドイツのゲーテ・インスティテュートが設置されました。それで、日本はどうかと言いますと、2001年になります。ロシアと同じ年なのですが、一番遅れてきました。それも日本の独立行政法人国際交流基金ではなくて、JICAの日本センター・プロジェクトとしてスタートしています。ですから、国際交流基金が日本センターを設置すれば、予算が出る限り続いていくわけですが、JICAが出しているのです、5年程度のプロジェクトとしか見てもらえません。ですから、プロジェクト期間が終わってしまうと終了となるので、延長、延長の手続き、これはあまりいいパターンではないと心配しています。

## 5. 中央アジアルートのパイプラインの開通

いよいよ本題に入りたいと思います。結論は最初に言いましたが、中央アジアにおいては今、いろいろな交通インフラが整備されつつあります。この意味では、2009年12月15日が、とても大事な日とされます。事実だけを見ると、この日にトルクメニスタン、ウズベキスタン、カザフスタン、中国を結ぶ天然ガスのパイプラインが開通しました。これは中央アジアルートと呼ばれるものです。もともと2006年の時点から、それなりに種まきはしていたのですが、この日になってやっとパイプラインの稼働開始となります。

パイプラインといえば、すでにくつもあつて、なぜこのパイプラインが注目されるのでしょうか。そうで



すね、どういうことかといいますと、それまでは天然ガスを輸出しようと思えば、ロシア経由でしか売ることができなかったのです。それが初めて、ロシアを経由することなく、トルクメニスタンから中国に向けて輸出されるようになったのです。

それまでロシア経由だったので、ロシアは天然ガスでもうけまくっていたのです。そもそもトルクメニスタンは、天然ガスをロシア以外に売り渡すことはできなかったというか、パイプラインのようなインフラそのものがなかったのです。

ロシアのガスプロム社は、トルクメニスタンから1000立米当たり50ドルで買い上げて、これをヨーロッパに250ドルで売っていました。こういう時期が相当長く続いたようです。ウズベキスタンやカザフスタンからも、そういう価格でガスが輸出されていたのですが、ある意味ではロシアに利用されていたということかもしれません。ロシアはそれぐらい独占していたのです。研修生の皆さんで、もし何か反論があれば言っていただければと思いますが、そういう状態だったのです。

ところが、状況はどんどん変わってきていまして、それが最近では1000立米当たり300ドルレベルにまで引き取り価格が上がっていました。しかし、天然ガスの市場価格は反対に、大きく低下するようなことが起きたのです。これはどういうタイミングかという点、2008年9月のリーマンショックからです。これは世界的な、言ってみれば100年に1度やってくる経済危機と言われていましたが、それを契機に天然ガスの価格が下がったのです。ですから、ロシアには定量引き取りがとて大きな負担になっていました。

そういう中、大きな事故が起きました。2009年5月のある日、トルクメニスタン領内のロシア向けパイプラインが爆発するのです。その原因について、ロシアはロシアで、トルクメニスタンの技術者は技術レベルが低いと言うわけです。しかし、トルクメニスタンからすれば、本来ならば、パイプラインを停止するという事は1週間くらい前に言ってもらわないと、1日や2日前に通報してもらったところで、どうしようもなかったという話です。

多分、研修生の方も、こういう話は今まで聞いたことがないのではないかと思います、あえてそれをおきます。その爆発が、言ってみれば中央アジアルート稼働の後押しした格好になったわけです。

## 6. 天然ガスパイプライン

天然ガスパイプラインをレビューしておきます。中央アジアルートというのは、トルクメニスタンから3カ国を経て、中国に輸出されるルートです。

そして現在、TAP Iルートと言って、トルクメニスタン(T)、アフガニスタン(A)、パキスタン(P)、インド(I)をつなぐルートを造ろうとしています。実はこれもなかなか現実化しないのです。アフガニスタンではタリバンとの紛争がありますから、造ってもすぐに爆破されてしまうかもしれないのです。もっとも、計画そのものは1990年代初めの冷戦が終わったところからあったのです。

それから、北の方を通るパイプラインがあります。これはノルド・ストリームと呼ばれるものですが、ロシアがヨーロッパへ供給していて、これは稼働中です。

今、最も関心をそそるのは、ロシアがもう1本、サウス・ストリームという黒海経由の南ルートのパイプライン

インを造ってヨーロッパに運ぼうとしていることです。これは多分、実現するだろうと私は思います。ところが、ヨーロッパとしては、あるいはドイツなどの西側諸国としては、ロシアばかりに独占されるのはかなわないということで、ロシアを迂回して中央アジアからヨーロッパへつなぐナブッコ・パイプラインを造ろうという計画が、これも1990年代にできました。実はこれはまだ実現していません。実現するかしないかは、今、いろいろ議論されています。特にドイツが原発を止めるという意味で、ガスを輸入しなければならないこともあって、いろいろ取り沙汰されているようです。

ですから、例えばサウス・ストリームが稼働して、かつナブッコが稼働するということになる、多分トゥー・マッチになってしまう、だから、ロシアとしても先んじてサウス・ストリームの方も造ってしまいたいという話なのです。いずれにしても、ちょっと綱引きが起きていることになります。

## 7. 原油獲得に走る中国

中国の原油消費量がかなり増えています。海外からの輸入量が国内生産量と大体均しいという意味で、輸入することがとても大事になってきています。2013年以降の輸入分だけを予測してみると、マラッカ海峡から来るものが57%です。また、ミャンマーからこれから輸入しようということで、これが25%になろうとしています。まだ稼働していないと思います。それから、カザフスタンからも10%相当輸入したい、ロシアからも10パーセントということで、経済成長著しい中国が大きく輸入する構図になっています。

ここでのパイプライン網の図は単純化してあります。本当はこの地域には縦横にパイプラインが走っているのだそうです。ただ、メインになるところだけを三つ挙げると、まずロシアルートというものがあります。これは当初はロシアのタイシェトを出発して、スコポロジノ、中国の大慶とつないでいたのですが、今はスコポロジノから日本海に出ています。ここからロシアは日本や東南アジアに売りたいと言っているのです。

それから、カザフスタンのアタスから中国新疆ウイグル自治区の独山子、ウルムチまで運ぶというのが、まだできていませんが、建設中です。

ミャンマールートも、ミャンマーのシェトウェから中国重慶までということで、どんどん進んでいるようです。

## 8. 道路建設には国際開発銀行が関わる

急ぎ足で石油は終わりましたが、石油の次にはインフラの道路建設です。ここではCAREC（キャレック）という言葉を知り覚えていただければと思います。これはCentral Asia Regional Economic Cooperationの頭を取ったものです。この参加国は、アフガニスタン、アゼルバイジャン、中国、カザフスタン、キルギス、モンゴル、パキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの10カ国となっています。

参加国際機関には、アジア開発銀行もありますが、欧州開発銀行、IMF、イスラム開発銀行、UNDP、世銀ということで、資金を供給する機関も一応入っています。お膳立てはすべてアジア開発銀行がやっています。

CARECがどういうことをするのかですが、2008年11月にバクー大臣会議が開かれました。そこでは「輸入貿易促進のためのアクションプラン」が策定され、2017年までに整備すべき道路回廊として6路

線を決めています。これはアジ銀のホームページから取ったものです。そのうちの 하나가 CORRIDOR 1で、ヨーロッパと東アジアを結ぶことになっています。そのほかの道路もどんどんできていくはずで

地図をご覧ください。CORRIDOR 2は地中海と東アジアを結ぶルートです。CORRIDOR 3はロシアと中東・南アジアです。

CORRIDOR 4は、ロシアと東アジアを結ぶルートです。CORRIDOR 5は、東アジアと中東・南アジア、CORRIDOR 6は、ヨーロッパと中東・南アジアをそれぞれ結びます。

いずれにしても、どこからどこかに通じるということを私は言いたいのではなくて、こういう道路が今、縦横にできつつあるということを示したいのです。しかも、それはヨーロッパにつながる、東アジアにつながる、南アジアにつながるということです。そういうことを2017年を目指して進めているのです。それら6路線は、すべて中央アジアを通ることになります。

## 9. ユーラシアの鉄道開発

今度は鉄道です。鉄道は、かなり中国が関わっています。今、四つの鉄道網の開発がどんどん進んでいます。

ウズベキスタン周辺の鉄道は、ウズベキスタンからアフガニスタンへ延びるもの、あるいはタシケントから北の方に延びるものがありますが、一番のポイントはテルメズです。テルメズを経由してアフガニスタンに物を運ぶという意味で重要なのが鉄道と道路です。それは戦争をしているので、戦争物資を運ばなければならないという要請があります。また、中国はアフガニスタンの銅鉱山開発の利権を取得していますので、採掘した銅を運び出すルートがどうしても必要ということになります。

それから、ASEANへは中国の昆明からずっと鉄道網が延びており、中国は通常の鉄道網、高速鉄道も含めて進めたいと考えています。

中国はそれだけにとどまらず、シルクロード鉄道を構想しています。これは中国のウルムチからトルコのアンカラまで行くものです。実はこれは普通の鉄道なのですが、高速鉄道も、地図には載っていませんが、構想されています。

さて、いよいよ「ロンドン・エコノミスト」に載った衝撃の論文について触れた方がいいと思います。2010年4月10日号に“New Silk Roads”という記事が出ました。それによると、東アジアと西のヨーロッパを結ぶシルクロードは、西暦1500年くらいまでは活用されたのですが、コロンブスの大陸発見で海外航路がより多く使われるようになりました。このように陸路から海路にシフトするのですが、そうこうしているうちに海路だけではなくて、先ほども言いましたように、パイプラインなどが開発されるようになります。そこでわれわれは海路も大事だけれども陸路も大事だと21世紀のシルクロードの役割や姿かたちが見えてきます。これがロンドン・エコノミストの言う「新しいシルクロード」なのです。

繰り返しになりますが、天然ガスの中央アジアルートの稼働、ロシアから中国向けの石油パイプラインの稼働、ミャンマーから中国向けの建設途上の石油パイプライン、中国の鉄道建設や高速道路建設などの計画、2010年の夏にかけていくつもの計画が出てきます。

この「ロンドン・エコノミスト」論文は、さらに続けて、中国はチベットのラサまで鉄道を敷いて、もう既

に500万人が利用していると書いています。それから、まだまだネパール、バングラデシュ、ブータンにつながる鉄道建設も計画しているというのです。それから、中国は関係国と一緒にあって、2025年を目標にヨーロッパに向けて高速鉄道を造りたいと言っています。もっと言いますと、シンガポールからベルリンまで、上海からロンドンまでたったの2昼夜で走破させたいという希望を持っているといえます。

## 10. 気が付けばアジアからヨーロッパにつながっている

そう簡単にはいかないと言いますが、中央アジア諸国は、それなりの年数を取ってインフラ整備を考えています。ただ、パイプラインにしても、道路にしても、また鉄道にしてもメンテナンスが必要ですから、どこまでその資金を確保できるのかが課題です。これも金のかかることなのです。もう一つは、開発のベクトルには、いろいろな偶然的な事情が重なることがあります。トルクメニスタンは、ロシアとつなぐガスパイプラインが爆発したことで、中国との関係が深くなったことがありましたが、今回は福島原発事故を受けてのエネルギー事情の変更が起こってくるのかもしれない。

私がここで一番言いたいのは、3分野の開発は1990年代に構想されたもので、もうひと昔前です。しかし、ソ連崩壊まではそのような構想は全くなかったということです。冷戦の終結、ソ連の崩壊、そして中央アジア5カ国の独立は、グローバル化を推し進める契機になっているように思います。

それから二つ目は、陸路としてのシルクロードは、中央アジアを通らなければ東のアジアと西のヨーロッパをつなぐことができないということを意味しています。中央アジアの国を通らなければ、新しいシルクロードにはなりません。CARECは、2017年を道路建設の完成目標にしています。中国の高速道路は2025年を目標にしています。そのためこの地域では、ヒト、モノ、カネ、情報がどんどん必要になります。しかし、交通インフラの建設は、まだ本当に始まったばかりなのです。だから、「ロンドン・エコノミスト」は、中国に向けて造った中央アジアルートのパイプラインを象徴的に言っているのですが、日本としては、地域的には近くではなくても、何年か経過して、あるいは10年かもしれませんが、気が付けば新しいシルクロードができている、だから、無関心ではいられない、資源の輸入や市場の確保という点からも、きちんとこの動向を見ていかないといけない、というのが私の考えです。

今後、経済、文化、外交等々あらゆる分野で日本と中央アジアの結び付きが深まることを、私は願ってやみません。後の方は少し急ぎ足になって、どうも失礼しました。以上が私の報告です。ご静聴、ありがとうございました。

(なお、詳細については、拙著「進む中央アジアとの出会い」(溪水社、2012年)を参照ください)

(司会) 米田教授、誠にありがとうございました。

続きまして「中央アジア法制の基礎知識」と題しまして、松嶋希会弁護士にご講演いただきます。松嶋弁護士は現在、モスクワにてロシア、中央アジア諸国などのCIS諸国における日系ビジネスの支援をなさっています。また、ウズベキスタンにて2006年～2007年にかけて、倒産法注釈書プロジェクトの専門家を長期なされた経験もおありで、本日、研修員が参加しております「中央アジア地域法制比較研究セミナー」研修

実施にご協力いただいています。それでは松嶋弁護士、よろしくお願いします。

## 講演2「中央アジア法制の基礎知識」

松嶋 希会 氏（弁護士）

ただ今ご紹介いただきました松嶋と申します。現在はPwCロシアというロシアのコンサルティング会社のモスクワ事務所をベースにしております、主にロシア、中央アジア、ウクライナ、CIS諸国に進出される日本企業、または進出された後の日本企業のビジネスサポートをしております。私は弁護士ということもあって、法律問題を多く扱いますが、法律以外の問題も一緒に解決しないとビジネスがうまくいかないということで、会計、税務、また、怪しい会社も多いので企業調査なども一緒に担当しています。

### 1. キーワード

法律の話ではありませんが、今、日本企業から見て、中央アジアはどう見えるかということです。皆さん、一番の当事者なのでよく認識されていると思いますが、やはり資源が多い国ということで、今まで資源のプロジェクトを狙っていくものが多くありました。または、プラントです。プラントプロジェクトに入札して落とすというものがありません。

最近、すでにロシアに進出している日本企業のビジネスが大きくなり、そこから中央アジアにビジネスを広げようという流れがあるように感じます。一つは、関税同盟というものができまして、ロシアからカザフスタンに関税なしで物を運べるということもあるので、まず、物をもう少しカザフスタンに流して、そこからできれば中央アジアに流したいということがあります。または、ロシアに子会社を持っている日本企業が、ロシアの子会社の支店や駐在員事務所を中央アジアに出すという例もあります。例えば、カザフスタンのアルマトイに駐在員事務所を開設したり、意欲があるところは支店を開設してビジネスをしたいという希望が最近は増えています。

今回、「中央アジア地域比較法制研究セミナー」に4ヶ国から裁判官や司法省の方が来られています。会社法について協議をしました。個人的に非常に興味がある分野なので、いろいろと勉強させていただきました。

本日、中央アジア法制の基礎知識と題してお話しすることになっていますが、当然ながら、中央アジアの4ヶ国の法律は国によって違います。本日は、各国の法律を知ろうと思ったときに、こういうことを理解していたら役に立つのではないかとこの点をお話をさせていただきます。

#### 1-1. 整備段階にある「新しい」法制 【スライド4】

まず、キーワードを幾つか挙げたいと思います。これらは私が勝ってに考えたキーワードです。今、米田先生もお話しされましたように、中央アジア諸国が市場経済に移行したのが1991年で、移行からまだ20年ほどしか経過していません。市場経済のための法律ということでは非常に新しく、まだ整備段階にあります。そのため、法律がシンプルであったり、短期間に頻繁に変わることもあります。

もう一つは、整備段階だからなのか、こういう法制なのかということと思いますが、一つの制度について複数の法律が規定しているということが多くあります。例えば、ここに挙げた会社の関係ですと、民法の中に法人の規定があって、その中に会社のことがたくさん書いてありますが、さらに個別に株式会社法や有限責任会社法というのがあり、似たような規定が書いてあったりします。これらの法令間では、時々、改正の時期がずれたりするためか、矛盾する内容があり、適用関係が分かりにくいことがあります。

## 1-2. C I S 諸国モデル法 【スライド5】

次のキーワードはC I S 諸国モデル法です。1991年にいきなり市場経済化に移行すると決め、法律も、とにかく計画経済ではなく、市場経済を支えるものを作らなくては行けない。民事に関して全く違う法制になりますが、今までモスクワが指令した標準的な法律をソ連の共和国は採択していたので、いきなり作れと言われても作れない。どうしますかということで、C I S 諸国の議会が欧米諸国の支援を受けて、C I S 諸国向けのモデル法を策定することにしました。特に1996年に多く出していますが、ここに書いてあるモデル法はすべて1996年に発表されたものです。民法典、刑法典、株式会社法、著作権法等です。ただ、モデル法なので、別に各国が採択する義務はなく、検討する義務もありませんが、各国は、これを手掛かりに、法律を整備していきました。

民法典については、当時オランダが最新の民法ということもあって、オランダ民法を随分多く参照しています。ただし、参加した外国人専門家の中には、ドイツ人も多くいます。やはり東ドイツを統一して、自分たちの国でも市場経済化を経験したためということもありますし、もともと東ドイツに居た方はロシア語も堪能なので、ドイツ人の法律家がモデル民法典だけではなく、他のモデル法にも随分参加しています。

モデル法は最近でも出されています。2009年ですと執行法典、2010年ですと知的財産法典、株式会社法の新しいバージョンが2010年に出ています。ただ、近年、各国がどこまでこれらのモデル法を参考にしているかは疑問で、個人的には重要度が下がっているのではないかと思います。ロシアで会社法の教授に「新しい株式会社法のモデル法が出たよね」と聞いたときに、「そういえばそうかもね」程度のことであったので、少し重要度が落ちているかもしれません。

民法典は、スライド5にありますとおり複数部からなっています。各国もモデル法と似たような構造になっています。ロシアも大体このような感じですが、知的財産について定める第4部が独立しており、2008年に施行されています。

ここでキルギスの方に、今、キルギスは何か法制改正を何かしていますか。どんな国を参考にしていますかということ、一言コメントをいただきたいのですが、なければいい結構です。

(A) (日露逐次) ありがとうございます。簡単に。現在、多くの法制改正が行われていますが、やはりいろいろ検討して、一番いいものを選ぶというふうにはしています。今、具体的に名前を挙げることはできません。すみません、以上です。

すみません。遅くなりましたが、私はキルギス共和国から来ている\*ムラタ・リーフ・バキット\*と申し

ます。国家資産基金というところを代表しています。

(松嶋) まだ、国家資産というものを多く抱えているわけです。会社も国有の場合もありますので、国家資産の委員会も重要な委員に位置付けられています。

### 1-3. CIS諸国の経済統合 【スライド6】

キーワードの三つ目です。現在、ロシアが近隣諸国と一緒に再度、経済統合を進めるという動きがあります。当然、法律も一緒にするといいいということにもなります。2010年からは、ロシア・ベラルーシ・カザフスタンで関税同盟が始まっており、モノ・ヒト・カネの移動を自由化する、併せて法制も一緒にしようとしています。

経済統合の範囲は確かに決まったわけではないのですが、今年の時点でキルギスが関税同盟に参加するという決議は取られています。ただ、具体的にはまだアクションは起きていないようです。

### 1-4. 伝統・イスラム教 【スライド7】

次のキーワードは、よく日本企業から聞かれることを取り上げました。伝統法とイスラム教の影響です。

中央アジアの国々は、歴史も伝統もあり、イスラム教の国です。

企業活動にはあまり関係ありませんが、特に家事関係についてはコミュニティーの中で問題を解決するという伝統があります。ウズベキスタンでは、マハリヤというコミュニティーに長老がおり、例えば離婚問題に関しては、まずマハリヤのコミュニティーで決めないと裁判所に行ってはいけないという慣習があることを、聞きました。ウズベキスタンでは制度として確立しているわけではありません。一方で、キルギスは、どこまで機能しているかは不明ですが、コミュニティーで問題を解決するアクサカル裁判所法という法律があります。アクサカルとは、中央アジアの地域で「長老」を意味する現地の言葉です。

もう一つの日本企業からの問い合わせは、イスラム教の影響はどこまでありますかということです。私が条文を見る限りでは、企業法制はCIS諸国モデル法を参照し、モデル法はロシアやウクライナなど非イスラム教国での法律と一緒に検討されているせいもあって、イスラム教の影響は少ないように思います。一方で、最近、イスラム金融の立ち上がりを中央アジアで聞きます。カザフスタンとキルギスについてイスラム金融の記事が散見されますが、ウズベキスタンの方から、金融制度としてはないにしても、銀行に預けると利子が付くということで、イスラム教に反するので、それで預けないという人もいるとも聞きました。

個人的には、中央アジアの4ヶ国の中で、イスラム教が今一番強いのがタジキスタンではないかと思えます。もし、タジキスタンの方からイスラム教が、例えば何か法律に影響を与えているとか、あと解決方法に何か与えているのではないかということがあれば、コメントをいただきたいのですが。

(B) (日露逐次) 私はドゥシャンベ市の経済裁判所で裁判官をしております\*コジャエフ・パルフ\*と申します。中央アジア全体で、やはりイスラム教が広く信仰されていると言えます。もちろん、タジキスタンもそうです。ただ、もちろん信仰の自由はありますので、それぞれの人は自分の信じたい宗教を信じると

いう自由はもちろんあります。

質問の中で、イスラム教の影響が、タジキスタンが一番大きいように感じられるとおっしゃいましたが、それはタジキスタンに限らず、中央アジアのどこの国も同じような感じではないかと私は思います。

(松嶋) ありがとうございます。宗教と法制はあまり直接はリンクしていないというコメントかと理解しています。

さらに、イスラム教の繋がりなのか位置的な問題なのか、中東諸国で代理店保護というかなり強い特殊な法制がありますが、そのような法制が中央アジア諸国にもありますかという質問を受けることがあります。現状、いわゆる代理店、ディストリビューター、フランチャイズ等、この代理店の範囲も中東では随分広いのですが、特別に登記しなくては行けないとか、内国資本の企業しか代理店になれないといった規制はありません。日本企業が法人をたてて、自分で出るということもあります。

## 2. 国際協定

### 2-1. WTO協定 【スライド8】

次は、国際的な関係について幾つか触れたいと思います。まず、WTOについてです。

CISの中でキルギスが、実は一番早くWTOに加盟しています。1998年です。続いて、モルドバ、アルメニア、ウクライナ、そして、2012年8月にロシアが加盟したばかりです。タジキスタンが数日前の12月10日、WTOの理事会で加盟承認を受けましたので、国内の批准手続きを経て、来年6月にはWTOに加盟することになります。

WTOに加盟すると、加盟を境に劇的に投資環境が良くなるという前提で「何が良くなりますか」と聞かれます。WTO加盟の条件として、一定程度の投資環境が要求されますし、不十分な点は、加盟の際のコミットメント（公約）として表明され、今後、投資環境が改善されていくことになります。今後、タジキスタンも投資環境、法制を、いわゆるWTOの基準、世界基準に合ったものを整えていくことになるかと思えます。

最近、カザフスタンの政府レベルの方が、来年中には加盟承認を取りたいということアナウンスをしています。カザフスタンのWTO加盟に関し、個人的に注目しているのは、外国人雇用の制限が撤廃されることです。現在、外国人雇用の規制が厳しく、現地人と外国人の雇用の割合が決められているので、なかなか多くの日本人、例えば技術者、を送れないという問題があります。

### 2-2. 投資協定 【スライド9】

次に、投資協定です。投資協定は、二国間、または、多数国で締結されることがあります。例えば、現在、日本と二国間投資協定を締結しているのは、ウズベキスタンです。

投資協定は、お互いの国の投資財産、投資したお金なり財産をきちんと守りましょうという合意です。そのために、現地の企業と平等に扱います、例えば法律上やむを得なく国有化しなければいけないとなった場合、きちんとした適正な補償を払いますといった約束が含まれます。また、例えばその約束に相手国が違反



した場合には、企業が政府を相手に国際仲裁機関に訴えて争うことができるという点にも意義があります。

スライドでは二つ仲裁事例を挙げています。日本企業が訴えた事案ではありませんが、中央アジアのある国で起きた事例です。

現在、日本とカザフスタンとの間では投資協定締結の交渉中ということで、今年9月に第4回の協議が持たれています。「中央アジア地域比較法制研究セミナー」にはキルギス外務省から参加されている方おられますが、何か日本との投資協定等の話が進んでいるといった話がありますか。

(C) (日露逐次)

外務省を代表しております\*メデル・マキロフ\*と申します。今のところ契約案ということで、まだ準備と検討がされている段階です。

(松嶋) ありがとうございました。

### 2-3. 租税条約 【スライド10】

(松嶋) 次は租税条約についてです。細かい話になりますが、日本企業の中央アジアビジネスで出てくる話なので取り上げたいと思います。

租税条約とは二重課税回避と脱税防止に関する条約です。例えば、投資先で得た利益に、投資先の国と日本で課税された場合、二重に課税されることになるので、そこを調整する、また、税務署同士や国家機関同士が、脱税を防ぐために情報交換できるように合意されています。

日本は、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンとの間では、ソ連との間で締結した日ソ租税条約を承継しています。一方、カザフスタンとの間では、2009年に新しい租税条約を締結しています。

租税条約にはいろいろな側面・適用場面がありますが、配当の例を考えてみます。例えば、スライド10の一番左の例ですが、カザフスタンに子会社を設立し、当該子会社から日本の本社が配当を受け取るとします。通常、カザフスタンの配当に対する源泉徴収税率は15%ですが、租税条約が適用された場合、5%になります。租税条約の適用要件は幾つかあり、適用手続きを経る必要があるので、絶対にすべての場合に適用できるというわけではありません。

次の例は、オランダの会社が直接ウズベキスタンに投資して、ウズベキスタンから配当を受け取る場合、通常、配当に対する源泉徴収税率は10%ですが、租税条約の適用がある場合、0%になる可能性があります。

次の例は、日本の会社から直接ウズベキスタンに投資した場合です。この場合、租税条約の15%ではなく、それよりも低いウズベキスタン国内法の10%が、源泉徴収税率になります。

では、スライド10の一番右の例のように、日本企業がオランダに子会社を持ち、当該オランダ子会社がウズベキスタンに子会社を持った場合はどうでしょうか。日本・オランダ間、オランダ・ウズベキスタン間のどちらにおいても租税条約が適用されたという前提では、ウズベキスタンからオランダを通して日本で受け取る配当に対する源泉徴収税率が0%になる可能性があります。上述のとおり、日本からウズベキスタンに直接投資をする場合(10%)より低い税率になります。

ただし、日本企業で、税効率を考慮して、ウズベキスタンやカザフスタンへの投資を、オランダ等第三国を経由して行う例は多くはありません。このスキームが考えられるのは、現地企業と合弁会社を設立する場合です。通常、合弁会社を設立する場合、株主（出資者）の間で株主間協定が締結されます。中央アジア諸国における株主間協定に関する法律が関係するので問題は複雑で、ここでは割愛しますが、例えば、ウズベキスタンのパートナーと共同で出資をして合弁会社を設立すると、一般的にウズベキスタンの会社のことであればウズベキスタンで争うことになり、日本企業にとってはなかなか不安です。

一方で、例えば、オランダに合弁会社を設立する場合、オランダ会社に関する争いの場合は、オランダまたはイギリスといったウズベキスタン以外の国とすることが可能です。中央アジアや CIS 諸国で、現地パートナーと合弁会社を設立する場合、このような点も検討する必要があります。

### 3. 会社法制 【スライド11】

法律はいろいろありますが、今回、セミナーが会社法制に関してなので、本当に少しだけなのですが、会社法制についてざっくりとお話したいと思います。

#### 3-1. 会社形態

中央アジアの国では、企業の形態が非常に多くあります。一覧を作るといろいろな形態が出てきますが、実際には、有限責任会社が圧倒的に多く、次に多い形態が株式会社です。

インドや中国では、外国企業が単独では会社を持っていないなど外国投資規制があるようですが、中央アジアでは、原則として100%外資会社も設立が可能で、特別な許認可等もありません。会社の登記の際も、外国資本だからといって、特別な機関が扱うということもありません。そういった点では、シンプルな制度です。

ただし、日本も同様ですが、やはり特定産業については外資が制限されています。各国の外国投資法等により定められており、資源、通信、メディア、金融等が規制対象になります。ただ、WTOに加盟すると、外資への開放を強く迫られるので、WTO加盟国は、外資の自由度が比較的高くなるのかと思います。

次に、特徴的な制度は、外資に限らず、「一人会社による一人会社は不可」という点です。例えば、日本の企業がロシアに100%の子会社を有し、そのロシア子会社がカザフスタンに100%の子会社を設立する場合が想定されます。法律上、このようなスキームは認められないと定められています。この制限は、中央アジアだけではなく、ロシア、ウクライナといった他のCIS諸国にもある規定です。ロシアの場合、かかる制限は外国企業には適用されないのではないかという見解もあるので、そこはリスクを見て、例えばオランダの100%子会社がロシアの100%子会社を持つという企業もあります。やはり心配なので、1%だけは日本やアメリカの子会社などからも出資して、出資企業を二社にして、当該規制の適用を避ける企業もあります。設立手続きの途中で、1%は別の会社から出資すると方向転換すると、社内決議をもう一回取り直しとか準備すべき書類が追加され手続きが遅れるといったこともあるので、実は小さいながらも要注意規制かと私は感じています。

### 3-2. 株式会社 【スライド12】

細かいことは申し上げませんが、この地域での株式会社の概要をみてみたいと思います。キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンについては、株式会社に二つの種類があり、日本語では公開型株式会社、閉鎖型株式会社と呼ばれています。この違いは、株式譲渡に制限があるか等です。

閉鎖型株式会社は、有限責任会社に近い形態です。上場が認められない、株式を第三者に売却する場合、他の株主に優先購入権があるといった点が似ています。「似ているのであれば、どちらを選ばいいですか」とよく聞かれます。例えば、将来、上場して市場で資金を調達することを考えているのであれば、閉鎖型株式会社を設立することになるかと思いますが（公開型株式会社への変更が容易なため）、そのような意思がないのであれば、有限責任会社とされるところが多いです。以上は、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの株式会社の話です。

カザフスタンについては、公開型・閉鎖型という分類は少し前に廃止されていて、主に単純に上場しているか、していないかで分けられています。キルギス、タジキスタンやウズベキスタンですと、公開型株式会社は上場できますが、上場しているとは限りません。公開型株式会社でも非上場の会社があり、一方、カザフスタンの場合は、主な基準が上場しているか、していないかで「パブリック株式会社」か「ノン・パブリック株式会社」かに分類されます（上場の他にも分類基準があります）。

現在、ロシアで民法大改正が進んでおり、現在の公開型・閉鎖型の分類から、カザフスタンのような分類にする予定になっています。

### 3-3. 有限責任会社 【スライド13】

設立例が多い有限責任会社の話です。細かいことはお話しませんが、特徴は何ですかと聞かれた際に、私がピンとくることを挙げました。ウズベキスタンとタジキスタンとロシアの有限責任会社法は非常に似ておりまして、大体一つの国を理解すれば、ほかの国の制度も分かりやすくなっています。

第一に、株式を発行しないので、上場はできません。第二に、出資者数に制限があります。ただ、上限が50や30なので、日本企業が気にすることはないと思います。第三が、先ほど申し上げました持分譲渡の制限です。持分を第三者に譲渡したい場合、ほかの持分権者（出資者）が優先的に購入する権利を持っています。第四の特徴としては、ある出資者に何か間違いがあった場合、他の出資者が（少数派出資者であっても）、裁判所に訴えて、間違いを起こした出資者に会社から出ていってもらうよう要求できるという制度があります。日本企業が気にする制度ですが、実務ではそんなに多いことではありません。

第五に、出資者は、いつでも会社に対して、自分の持ち分の払い戻しを請求できるという制度があります。例えば、現地企業と一緒に合弁で有限責任会社を設立したところ、あるとき、現地企業が「やっぱり私、抜けるわ」と言って合弁会社から出て行ってしまうと、日本企業としては単独で事業を継続することが難しい場合があります。この権利をちらつかされて、事業を思い通りにされてしまうという危険があり、有限責任会社のこの制度を気にする外国企業があります。ロシアでは2009年に廃止された制度ですが、まだ存在

している中央アジアの国もあります。

キルギスについては有限責任会社法という法律はありません。有限責任会社については、民法と一般的な会社法を参照することになります。

#### 4. 裁判

##### 4-1. 裁判所 【スライド14】

最後は裁判所についてです。裁判制度は、日本の裁判制度とは違う点も多く、審級も異なりますが、今回は省略しています。

大きな特徴は、「経済紛争」を別個に判断する裁判所があるということです。日本にも東京などには特別部があり、特殊な企業紛争は特別な部署で扱われますが、中央アジアでは、名称は国によって異なりますが、「経済裁判所」というものがあります。

「経済紛争」とは何か、は外国人のわれわれにとってはよく分からない点です。一つ言えるのは、企業同士、正確には法人同士の争いは、経済紛争として経済裁判所が審理します。企業と一般の自然人の争いはどうでしょうか。例えば、企業が消費者から訴えられた、企業が自社の代表者に何か責任を追及したいという場合があります。また、現地企業と合弁会社を設立する際、現地企業のオーナー（自然人）が出資する場合もあり、合弁パートナー（自然人）との争いはどうでしょうか。

今回、カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンからは、経済紛争を扱う裁判所から来ている方がいらっしゃるので、二つの事例について、経済紛争に当たるか、当たらないかをお聞きしたいと思います。事例①、日本のA社が、ある個人の現地の人と一緒に合弁会社を設立し、会社の持分などに関し争いが起きた場合、経済紛争に当たるのでしょうか（相手は自然人です）。事例②、会社の代表者（自然人）が不適切な経営をしたので、それについて出資者としては責任を追及し、損害賠償請求したい場合、経済紛争として、いわゆる経済紛争を特別に扱う裁判所に訴えるべきか、それとも通常裁判所に訴えるべきでしょうか。

(D) こんにちは。\*エルメンコフ・アドレット\*と申します。アクモラ州特別広域経済裁判所の所長をしています。

カザフスタンでは、経済裁判所は法人間の紛争を審理します。この中には、いわゆる企業紛争が含まれます。事例①は、株主間の紛争ということで、特別広域経済裁判所が審理をします。事例②についても、同じです。ありがとうございました。

(B) 私はドゥシャンベ市の経済裁判所で裁判官をしている\*コジャエフ\*と申しますが、タジキスタンです。

事例①の場合は、経済裁判法の定めにより経済裁判所で審理します。事例②の場合は、個人である会社の執行機関に対する損害賠償請求なので、通常裁判所の管轄になります。

(E) 私はウズベキスタンのタシケント市の経済裁判所の裁判官をしております\*デリショット・アリポフ\*と申します。

事例①については、片方の出資者が個人なので、通常裁判所の管轄になります。事例②においても、会社

の代表者が責任を追及されており、自然人に対する訴訟なので、通常裁判所が審理します。

(松嶋) ありがとうございます。カザフスタンとタジキスタンでは、当事者の一方が個人であっても出資者であれば、経済裁判所で、ウズベキスタンでは、通常裁判所で争われると理解しました。一方で、代表者に対し責任を追及しようとしたときには、カザフスタンでは経済裁判所、タジキスタンとウズベキスタンでは通常裁判所に行かないといけないと理解しました。

管轄は国によっても違いますし、法律が改正され変わっていく可能性があるのですが、紛争か問題が起こった際には、注意してください。管轄違いの裁判所に訴えると、訴えが戻されたり移送されたり時間がかかります。

#### 4-2. 執行 【スライド15】

最後になりますが、執行についてです。日本企業は、まだ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンのディストリビューターに製品を売り、ディストリビューターが国内で販売するという輸出型ビジネスが多いと思われます。この際、売買契約において、絶対に日本の東京地方裁判所を専属管轄にしたいと主張される場合があります。しかし、日本の裁判所の判決はこの地域では執行できないので、注意してください。

C I Sの諸国間では、他の国の判決も執行できるという国際協定があります。二国間で互いの国の判決を承認・執行する協定が締結されている場合もあります。しかし、日本は、中央アジア諸国やロシアとも、そのような協定を締結していません。

紛争解決については、現地の裁判所か、外国の国際仲裁機関で争うことが考えられます。後者では、ロンドンやストックホルムの国際仲裁機関があります。では、国際仲裁機関の決定「仲裁判断」は、中央アジア諸国で執行できるのでしょうか。執行できるためには、ニューヨーク・コンベンションという国際協定に署名しているか・していないかが大きいのですが、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタンは、外国仲裁判断を国内で承認し執行することを可能とする国際協定（ニューヨーク条約）に締結しており、タジキスタンも、今年、署名して、11月に発効しているので、理論的には、中央アジア諸国でも外国仲裁判断を執行できます。実際に執行する場合、現地の裁判所に仲裁判断を執行してもらうことになります。この時点で、現地の裁判所が執行を認めない可能性があります。ロシアもニューヨーク条約に署名しており、外国仲裁判断の執行は可能ですが、ロシアにおける執行段階で、執行が拒否されることがあります。ロシアの「パブリック・オーダー」に反するという抽象的な理由で拒否されることがあります。中央アジアでも外国仲裁判断の執行は、実務上は難しいと聞いたことがあります。もし、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタンの裁判官の方で、何か外国の仲裁判断の執行について、何か国内で聞いたことがあるなら、紹介していただければと思います。

(F) おっしゃったとおり、相互で協定があれば、執行は可能であります。具体的な例は、今すぐには言えないのですが、そのようにして執行されている決定もあります。

(松嶋) 補足ですが、判決の承認・執行について、社会主義だったせい中国と協定を結んでいる中央ア

ジアの国があります（ロシアも中国と締結）。日本との間で締結するという動きは聞いたことがないです。したがって、執行が不確かながらも、外国国際仲裁で争うか、または、現地の裁判所で戦うということを念頭に置いていただく必要があるかと思います。

私のプレゼンテーションはこれで終わります。

## 5. 参考資料 【スライド16-19】

参考資料としてJICAのプロジェクトやセミナーなどで作成されている資料を簡単にご紹介します。

一つは先週・今週実施されていた「中央アジア地域比較法制研究セミナー」の資料です。日本語でも配布されています。このセミナーは、2008年に始まっており、各セミナーのテーマはスライド16記載のとおりです。1週間ほどの協議なので、なかなか深い議論はできませんが、そもそもこれらの国の法律に関する日本語情報がないので、有用な情報ではないかと思います。資料はJICAのサイトからダウンロードができますが、アドレスは長いので、インターネットで「JICA Knowledge Site」と「中央アジア地域比較法制研究セミナー 研究結果報告書」という二つのキーワードを入れて調べていただければ、行き着くかと思えます。

もう一つは、ウズベキスタンについての資料で、「企業家のための行政手続ハンドブック」です。私は関与していませんでしたが、今年9月に終わったウズベキスタンに対する法整備支援プロジェクトの成果物の一つです。「行政手続」とありますが、要は会社を設立したり、閉めたりする手続きに関し、フローも挿入されて、詳しく解説されています。これも日本語で出ていますので、もしウズベキスタンでビジネスを検討されている方は、ご覧ください。

次も、ウズベキスタンに関する資料で「抵当法解説書」です。これも上記のプロジェクトで発表された成果物です。ウズベキスタンの抵当権の内容や実行手続について解説されています。日本語版がJICAのサイトからダウンロードができるので、興味のある方は参照していただければと思います。

次は、私が関与していた倒産法プロジェクトにおいて発刊した、倒産法の逐条解説書です。発刊されたは2007年ですが、さすがに4年もたつと実務も発達してきます。そこで、今年、内容を改訂して、さらに裁判所の判決、管財人が作成すべき書面や、会社自身が作成する申立書などのひな形の書式集を追加した改訂版を発刊しました。スライド19の写真は、改訂版です。書式集が含まれるので分厚いものになっています。改訂版は日本語で発刊されていませんが、前のバージョンは日本語がありますので、参照していただければと思います。

以上で私のプレゼンテーションを終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 松嶋弁護士、ありがとうございました。

## JICA研修員からの自国紹介

(司会) ここでJICA研修員の皆さまに自国紹介をお願いしたいと思います。時間に限りがありますため、1カ国、通訳込みで、5分をお願いしたいと思います。初めにウズベキスタン代表の研修員の方、お願いいたします。

(G) 皆さま、こんにちは。私は日本センターのビジネスコースに参加しております\*チュトバイフ・ボグダン\*と申します。日本センターのコーディネーターをしています。今、米田先生、松嶋先生から大変詳細なお話をいただいた後で、これ以上詳しくウズベキスタンの話をするのも難しいのですが、私たちの国について、私の視点からお話しさせていただきたいと思います。

大変、日照の多い国です。365日のうち190日晴れています。また、中央アジアの中央に位置している国になります。3000万人ほどの人口を持っています。

中央アジア地域でも若い国の一つです。どういう意味かということ、20～27歳と、平均年齢が大変若い国で、大変規律正しい国です。幾つか写真を見ていただきたいです。

大変若い国ですが、その分、進歩が早いということもあり、市場という意味でも魅力があるのではないかと思います。人口も増えているということで、また、その分いろいろな消費活動も大きくなっているということが言えますので、そういった意味でも、ここ20年間、かなりポテンシャルが大きくなってきていると思います。

また、国が中小ビジネスを全面的にサポートするという政策を取っています。さまざまな施策をもって、中小ビジネスの振興のサポートを心掛けています。ナヴォイなどの、幾つかいわゆる自由経済ゾーン(自由経済区域)も作られています。また、そういった自由経済区のほかに、いわゆる交通のハブとしての設備も整備してきております。また、たくさんの国際便が発着する国際空港もあります。

また、JICAその他の国際機関との協力で、先ほどCARECという名前が出ましたが、鉄道網、自動車網の整備も行われてきています。また、先ほどのお話にも出ましたように、行政手続に関するハンドブックも出版されました。これもJICAの協力を得て出版されたものです。また、タシケントとサマルカンドを結ぶ高速鉄道も開設しました。これが延長されて、ひいてはブハラその他の都市も結ぶことになるかと思えます。つまり、そういったことで、観光という意味でも、ベースが良くなることがあります。

確かに観光は、わが国の産業の中で最も有力なものの一つです。もちろん、その他、石油、ガスといった部分もあります。また、文化的な部分でも大変充実しております。ターウスという名前の催しが、1週間前に終わったところです。日本からのデザイナーの方々、芸術家の方々も参加されました。何か文化的な催しだったようです。

ぜひ、皆さま方にウズベキスタンに来ていただきたいと思います。歓迎いたします。ウズベキスタンにお越しください。

(司会) ありがとうございました。次にカザフスタンの代表の方、お願いします。

(H) (英語) すみません。今回、直前に依頼され、十分に準備できませんでした。

政治が安定していて、資源としてはオイルやガスが多くあり、穀物を多く輸出しています。今、アメリカ

やヨーロッパ、アジアからかなり投資があります。最後に、政府が非常に教育に力を入れていて、海外留学を奨励しているので、年間100万ドルほどの予算で、イギリスやアメリカにカザフスタンの人たちが留学しています。簡単に要点のみご報告します。

(司会) ありがとうございました。続きまして、キルギス共和国研修員代表の方、お願いします。通訳の関係上、ロシア語でのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(I) こんにちは、皆さま。キルギスを代表してお話しさせていただきたいと思います。

カザフスタン、ウズベキスタンと大体同じような暮らしぶりと言いますが、地図で見ただけであれば分かるように、鉱業が大変盛んです。マイニングが大変盛んです。海外の企業も大変多く進出しています。クムトールという有名な金の産地がありますが、ここを15年間ずっと採掘しています。これはカナダの企業が参加しているものです。

また、ロシアとアメリカの空軍基地が両方あるという世界で唯一の国と言えます。国境はウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン、中国と接しています。人口は500万人以上です。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。最後にタジキスタン研修員代表の方、お願いします。

(B) このように国を代表する機会を与えていただきましてありがとうございます。先ほども申し上げましたが、私は経済裁判所裁判官で\*パルフ・コジャエフ\*と申します。簡単に自国の話をさせていただきます。

タジキスタンという国は、700万人ほどの人口を擁しています。全体的には温暖な気候ですが、北部は多少寒く、南部は多少温かいです。9月9日が独立記念日です。もちろん独立以降、対外経済関係を重視してきていまして、それに合わせた法改正、法整備を進めてきました。多分、独立するまでは、タジキスタンという場所のことを知っている人はいなかったと思います。独立してから、国の歴史を説明するようなさまざまな出版物も出たり、情報も発信するようになりましたので、だんだんタジキスタンという国のことも知られてくるようになったかと思います。

わが国は三つの地域からなっております。まず、ゴルノ・バダフシャン自治州、ソグド州、ハトロン州、この三つの州からなります。首都はドゥシャンベ市になります。

この時間で自分の国のことを十分にお話しすることは、なかなか難しいです。ですので、ぜひ皆さま方、一度タジキスタンにおいでください。わが国も大変観光が盛んな場所です。皆さま方を歓迎したいと思えます。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

## 質疑応答&討論

(司会) 非常に限られた時間ですが、質疑応答に移りたいと思います。



本日も講演いただきました米田教授、松嶋弁護士、あるいはJICA研修員にご質問のある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。何かご質問はおありでしょうか。

(Q1) 米田先生、松嶋先生、ありがとうございます。私は大阪の弁護士の\*小原\*と申します。

米田先生には立派な著書をいただきました。この中で日本センターが地域の子供のためにコンピューター教室を開催されて、人気があったので、国連機関がそれを見習うようになったというご紹介がありました。そういう文化交流に非常に貢献していただいて、敬意を表する次第です。

日本とこの中央アジアとの国々の相互理解のためには、言葉が非常に大事だと思うのです。お聞きするところでは、ウズベク語とロシア語とのことでしたが、日本語や英語はどの程度通じるのか。また、日本語や外国語の教育機関がどの程度に進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

それから松嶋先生には、ビジネスがこれから増えていくと思いますが、外国判決の承認・執行が日本とは駄目だということになりますと、国際仲裁ということになると思うのですが、これら中央アジアの国々には仲裁機関があるのかどうか。日本では国際商事仲裁協会や、弁護士会にも各種のADR機関がありますが、これらの国々での国際的なADR機関等について、ご紹介していただければと思います。

(米田) 今、松嶋先生から、ひょっとしたら現地の人に聞いた方がいいかもしれないということなのですが。日本語と英語ですが、ビジネスの関連でここに来られていますので、私がぜひ申し上げたいと思いますのは、日本語を一生懸命勉強しても、その先、例えば勤めるところがない、日本企業がなかなか進出しないうことなのです。それで、日本語を一生懸命勉強していただく人がたくさん今までいたのですが、ちょっと今、足が遠のきつつあるので、相当、危機感を感じています。その分中国語熱が上がってきている、そういうところかと思えます。

それから英語なのですが、これも向こうにはビジネスの関連で英語の大学というか、英語で教える大学があります。MBAも取れるということです。ですから、英語の人口がやはりどんどん増えていくと私は思っています。そういう意味で英語化する社会というか、もちろん全体として見れば、ウズベク語、あるいはロシア語ですが、英語の話せる人が増えています。そういう点からすれば、ビジネスをするということであれば、かなり英語でやれるようになってきたと言えます。

それから、先ほどのところに戻りますが、日本語ができるウズベク人が結構いますので、ぜひ日本の企業が出て行って、そういう人たちを採用していただきたいと思っています。

あとは教育機関ということですが、先ほどの英語の大学も増えましたので、ビジネスコースなど相当盛んにやっていますので、ビジネスを志す学生がとても多いと思っています。以上です。

(松嶋) 各国の裁判官に聞いていただいた方がいいと思いますが、カザフスタンでは、アルマトイに国際商事仲裁裁判所があります。仲裁裁判所という言い方は紛らわしいですが、裁判所ではなく仲裁機関です。日本の上武大学の吉田一康先生が、日本商事仲裁協会の月刊誌「JCAジャーナル」2012年5月号においてカザフスタンの国際商事仲裁について日本語で報告されています。

私が認識しているところでは、キルギスのビシケクにも国際仲裁機関があります。運営については詳しくは把握していません。各国の裁判官や、各国の方でもしご存じなら、その点もコメントをいただければと思いま

す。

(通訳) 今、ウズベキスタンの方が国際仲裁裁判所、国際仲裁機関はないというようなことをおっしゃっていました。

(司会) ほかにご質問はありますか。ありがとうございました。

それでは、閉会に移りたいと思います。それでは、本セミナーを共催いただいています公益財団法人太平洋人材交流センター(PREX)国際交流部部長、尾上様よりごあいさつをいただきます。

## 閉会挨拶

尾上 暉隆 氏(公益財団法人太平洋人材交流センター 国際交流部長)

ただ今ご紹介いただきました公益財団法人太平洋人材交流センターで国際交流部長をしております尾上と申します。本日はお寒い中、多数ご参集いただきまして、また、最後まで熱心にご聴講いただきまして、誠にありがとうございました。

中央アジアは、われわれ日本人にとりましてはまだまだ馴染みの少ない地域です。今回のセミナーでは、これらの地域に非常に造詣の深い米田博教授、松嶋希会弁護士をお迎えして、「新しいシルクロード」および「中央アジア法制の基礎知識」のご講義をしていただくとともに、JICA研修員の方から自国紹介をしていただきました。これらのご講義や自国紹介を通して、本日ご来場いただきました皆さま方の、中央アジアに対する理解が深まり、中央アジアに今後より関心を持っていただく機会になるということであれば、大変ありがたく存じます。

米田教授、松嶋弁護士には大変有益なご講義をしていただきまして、ありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げます。それから研修員の皆さま、時間は大変短かったのですが、自国の紹介をしていただきまして、ありがとうございました。

それから、冒頭にJICAの大野課長からもお話がありましたように、このセミナーはここで終了ですが、この後、研修員の方と直接、歓談の機会を設けられておりますので、お時間のある方は、ぜひ引き続き残っていただいて、直接話をしていただければ、大変ありがたいと思います。

簡単ですが、これで私の閉会のあいさつさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。本日は「中央アジアにおけるビジネスの可能性～開発動向と法律事情～」にご来場いただきまして、誠にありがとうございました。

本文中で参照された資料については多部にわたるので、掲載していないものもありますが、ご関心のある方は、以下にご連絡いただければ、後日送付させていただきます。

(財) 国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-6-7 第九興和ビル別館

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野